

政策会議付議事案書 (平成31年1月22日)

提案課名 行政経営課

報告者名 小泉 康男

事案名	秦野市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正することについて	有 資料 無
目的・必要性	<p>秦野市名水はだの富士見の湯について、民間事業者を指定管理者として指定し、その運営が1年を経過したことを踏まえ、指定管理者による自己評価、市による内部評価に加え、指定管理者候補者の選定と同じ外部組織による外部評価を実施するため、秦野市附属機関の設置等に関する条例について必要な改正を行うものです。</p> <p>また、同条例に定められている企画提案型事業審査会の所掌事項は「受託事業者の選定」に限られていますが、すべての企画提案型事業の審査に対応できるよう、併せて必要な改正を行うものです。</p>	
経過・検討結果	<p>1 指定管理者制度により運営する施設の外部評価について</p> <p>(1) 現状</p> <p>指定管理者による施設の管理・運営状況の把握は、地方自治法第244条の2第7項の規定により指定管理者が市に提出する事業報告書のほか、日報、月報等の確認及び現地調査により行っています。</p> <p>(2) 検討経過</p> <p>指定管理者制度により管理・運営する施設の所管各課（高齢介護課、環境資源対策課、森林づくり課）、公共施設マネジメント課及び行政経営課により検討を行いました。</p> <p>ア 地方自治法の規定</p> <p>指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、施設の設置者である市に提出しなければならないとされています（第244条の2第7項）。</p> <p>また、市長は指定管理者に対して管理業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、必要な指示をすることができ、指示に従わないなど管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定の取消、又は業務の全部又は一部の停止を命ずることができます（第244条の2第10項及び第11項）。</p> <p>イ 秦野市公の施設に係る指定管理者制度に関する指針（平成26年7月30日）</p> <p>市の指針では、指定管理者制度を適正かつ効果的に運用するため、施設の管理・運営について把握し、評価を行うこととしており、指定管理者による自己評価、市による内部評価に加え、必要に応じて選定委員会等による外部評価を実施することとしています。</p>	

	<p>ウ 近隣市の状況</p> <p>厚木市、平塚市、相模原市等では、指定管理者の候補者選定を担う附属機関により指定管理者による施設の管理・運営について外部評価を実施しています。</p> <p>(3) 検討結果</p> <p>指定管理者による施設の管理・運営状況に関する外部評価について、指定管理者の候補者選定を担う附属機関によって実施するため、秦野市附属機関の設置等に関する条例について所要の改正を行うものです。</p> <p>外部評価については、指定管理者制度による管理・運営を行う施設のうち、里山ふれあいセンター及び名水はだの富士見の湯について実施し、老人いこいの家については、地域活動により管理・運営されていることから実施しないこととするものです。</p> <p>なお、名水はだの富士見の湯については、施設を所管する環境資源対策課による内部評価の補足として平成31年2月に中小企業診断士による経営状況分析を行い、その結果を踏まえ必要な指示を行う予定です。</p> <p>2 企画提案型事業審査会の所掌事項について</p> <p>企画提案型事業審査会の所掌事項は「受託事業者の選定」に限られていますが、賃貸借契約などすべての企画提案型事業の審査に対応できるようにするため、秦野市附属機関の設置等に関する条例について所要の改正を行うものです。</p> <p>3 施行期日</p> <p>上記1及び2に係る議案について、平成31年第1回定例会に上程し、施行期日は平成31年4月1日とします。</p>
<p>決定等を要する事項</p>	<p>1 指定管理者の候補者の選定及び指定管理者による管理・運営に関する外部評価を行うため、附属機関を設置すること。なお、委員の報酬は日額7,800円とする。</p> <p>2 企画提案型事業審査会について、すべての企画提案型事業の審査に対応できるようにすること。</p> <p>3 秦野市附属機関の設置等に関する条例の一部改正案を平成31年第1回定例会に提出し、施行期日を平成31年4月1日とすること。</p>
<p>今後の取扱い</p>	<p>平成31年2月 改正条例の議案を上程（施行期日 平成31年4月1日）</p> <p>平成31年度以降 名水はだの富士見の湯及び里山ふれあいセンターについて、それぞれ指定管理者選定等委員会を設置し、外部評価を実施</p>

指定管理者制度導入済施設の概要

(平成 31 年 1 月 22 日 行政経営課)

	名水はだの富士見の湯	里山ふれあいセンター	老人いこいの家（4施設）
設置時期	平成 29 年度	平成 14 年度	昭和 47 年度
指定管理開始年度	平成 29 年度（3 年間）※H29.10.1～32.9.30	①平成 19 年度（3 年間） ②平成 22 年度（5 年間） ③平成 27 年度（5 年間）※H27.4.1～32.3.31	①平成 18 年度（3 年間） ②平成 21 年度（5 年間） ③平成 29 年度（3 年間）※H29.4.1～32.3.31
指定管理者	日本メックス株式会社	秦野市森林組合	各老人いこいの家管理運営委員会
公募/非公募	公募	非公募 (選定委員会による結論を参考とした)	非公募 (指針 6 (1)ア、7 (1)ただし書による)
候補者選定における意見聴取先	名水はだの富士見の湯指定管理者選定委員会	里山ふれあいセンター指定管理者選定委員会	高齢者保健福祉推進委員会
利用料金制	○	○	×
市の経費状況	収入 指定管理者との協定により、指定管理納付金として毎月 100 万円、及び秦野市還元金としてその年度に指定管理者が得た収益の 1/3 の額を指定管理者が秦野市に納付することとしている。 ※平成 29 年度（運営 6 ヶ月間） 指定管理納付金 600 万円、還元金なし ※平成 30 年度見込み 指定管理納付金 1,200 万円、還元金なし	支出 里山ふれあいセンター管理運営費約 720 万円 ※うち指定管理料 約 705 万円	支出 老人いこいの家管理運営費 約 260 万円 ※うち指定管理料 約 198 万円 (1 施設当たり約 49 万円)
特記事項	・内部評価の補足として、中小企業診断士による診断を実施し（平成 31 年 2 月）、指定管理者に必要な指示を行う予定	・次期指定の前提として選定委員会が実績評価 ・利用者 1 人に対する 1 日当たりの管理運営コストが高い（再配置計画 p. 35）	・再配置計画に基づき順次地域へ譲渡する予定
外部評価の実施予定有無	○ 指定管理者制度を適正かつ効果的に運用するため	○ 指定管理者制度を適正かつ効果的に運用するため	×

《近隣市等の状況》
平成 30 年 10 月時点

外部評価を実施している 神奈川県、相模原市、厚木市、平塚市、大和市、海老名市
 実施していない 座間市
 その他 綾瀬市（検討中）

議案第 号 秦野市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新				旧			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事項	委員の定数	附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事項	委員の定数
(略)				(略)			
市長、教育委員会	秦野市企画提案型事業審査会	企画提案型による <u>公共事業の受託事業者等の選定</u> に関する <u>こと</u> 。	1事業ごとに 10名以内	市長、教育委員会	秦野市企画提案型事業審査会	企画提案型による <u>公共事業受託事業者の選定</u> に関する <u>こと</u> 。	1事業ごとに 10名以内
(略)				(略)			
同	秦野市指定管理者選定評価委員会	指定管理者の候補者の選定及び管理運営の外部評価に関する <u>こと</u> 。	1施設ごとに 10名以内				
備考				備考 秦野市企画提案型事業審査会については、 <u>公共事業受託事業者の選定に係る事業ごとに、その附属機関の属する執行機関の規則又は規程で具体的な附属機関の名称を定めるものとする。</u>			
1 秦野市企画提案型事業審査会については、 <u>公共事業の受託事業者等の選定を要する事業ごとに、その附属機関の属</u>							

する執行機関の規則又は規程で具体的な名称を定める。

2 秦野市指定管理者選定評価委員会については、指定管理者制度により管理しようとする施設ごとに、規則で具体的な附属機関の名称を定める。この場合において、その設置の根拠となる条例が同一の施設については、同一の附属機関により選定及び外部評価を実施することができるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
(秦野市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 秦野市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例
(昭和31年秦野市条例第30号)の一部を次のように改正する。
第1条中第64号を削り、第65号を第64号とし、第66号から第74号までを1号ずつ繰り上げ、第75号を削り、第76号を第74号とし、第77号から第79号までを2号ずつ繰り上げ、同号の次に次の1号を加える。
(78) 秦野市指定管理者選定評価委員会の委員

第1条中第80号を第79号とする。

別表第1 秦野市里山ふれあいセンター指定管理者選定委員会の委員の項及び名水はだの富士見の湯指定管理者選定委員会の委員の項を削り、同表に次のように加える。

秦野市指定管理者選定評価委員会の委員	同 7, 800円
--------------------	-----------

別表第2中「条例第1条第1号から第79号まで」を「条例第1条第1号から第78号まで」に、「条例第1条第80号」を「条例第1条第79号」に改める。

(秦野市里山ふれあいセンター条例の一部改正)

- 3 秦野市里山ふれあいセンター条例（平成13年秦野市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「次条第1項に規定する秦野市里山ふれあいセンター指定管理者選定委員会」を「秦野市附属機関の設置等に関する条例（昭和33年秦野市条例第6号）第2条の規定により設置される秦野市指定管理者選定評価委員会（第21条において「委員会」という。）」に改める。

第18条を削り、第19条を第18条とし、第20条を第19条とし、第21条を第20条とし、同条の次に次の1条を加える。

(管理に係る意見聴取)

第21条 市長は、里山ふれあいセンターを適正に管理するため、委員会に意見を求めることができる。

(秦野市名水はだの富士見の湯条例の一部改正)

4 秦野市名水はだの富士見の湯条例（平成28年秦野市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項後段中「次条第1項に規定する秦野市名水はだの富士見の湯指定管理者選定委員会」を「秦野市附属機関の設置等に関する条例（昭和33年秦野市条例第6号）第2条の規定により設置される秦野市指定管理者選定評価委員会（第22条において「委員会」という。）」に改める。

第19条を削り、第20条を第19条とし、第21条を第20条とし、第22条を第21条とし、同条の次に次の1条を加える。

(管理に係る意見聴取)

第22条 市長は、富士見の湯を適正に管理するため、委員会に意見を求めることができる。

政策会議付議事案書 (平成31年1月22日)

提案課名 地域福祉課

報告者名 安川 正幸

事案名	秦野市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正することについて	有 資料 無
目的・必要性	<p>東日本大震災や北海道胆振東部地震など災害救助法が適用される災害が発生した場合においては、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、被災者に対し、災害弔慰金の支給や災害援護資金の貸付け等を行うこととなります。</p> <p>昨年6月27日公布の「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第8次地方分権一括法)により、「災害弔慰金の支給等に関する法律」が改正され、これまで「年3パーセント」と定められていた災害援護資金の貸付けに係る利率について、「年3パーセント以内で条例で定める率」とすることとされましたので、この割合について条例に規定する必要が生じたものです。</p> <p>また、これに伴い、「災害弔慰金の支給等に関する法律施行令」の一部改正が予定されており、災害援護資金の償還方法が見直されるとともに、東日本大震災での事例を踏まえ、貸付けに当たり保証人を立てなくてもよいこととする等の改正が行われることとされているため、併せて、条例の改正が必要となるものです。</p> <p>なお、いずれも施行期日は、平成31年4月1日となります。</p> <p>※ 災害救助法が適用される災害 災害により市町村等の人口に応じた一定数以上の住家の滅失(全壊)がある場合に、都道府県が適用を決定します(人口10万人以上30万人未満の市町村で100世帯以上の住家滅失がある場合等)。</p>	
経過・検討結果	<p>平成23年5月 2日 「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」の施行により、災害援護資金の貸付けに係る特例措置(保証人を立てなくてもよいこととし、利率について、保証人を立てる場合は無利息、保証人を立てない場合は年1.5%とすること等)が設けられる。</p> <p>平成30年6月27日 「災害弔慰金の支給等に関する法律」の一部改正(平成31年4月1日施行)</p> <p>平成31年1月 「災害弔慰金の支給等に関する法律施行令」の一部改正(予定。平成31年4月1日施行予定)</p>	

<p style="writing-mode: vertical-rl;">決定等を要する事項</p>	<p>条例で定める災害援護資金の貸付利子について、保証人がいる場合は無利子とし、保証人がいない場合は1%とすること（施行令の一部改正を前提とします。）。</p> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子父子寡婦福祉資金貸付制度における利率 <p>保証人不要で無利息を原則とする。ただし、修学資金等以外の資金で保証人を立てない場合は、年1%とする。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl;">今後の取扱い</p>	<p>平成31年2月 条例改正の議案を市議会第1回定例会に提出</p> <p>3月 改正条例の公布、施行規則の改正・公布</p> <p>4月1日 改正条例及び改正施行規則の施行</p>

秦野市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正することについて

平成 31 年 1 月 22 日

福祉部地域福祉課

1 災害援護資金の貸付制度の概要

「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、地震や風水害などの災害により災害救助法が適用された市町村において、被災世帯に対して、生活の再建に必要な資金を貸し付ける制度です。

< 現行 >

対 象	世帯主が負傷し、又は住居・家財に被害を受けた世帯
所得制限	別表のとおり
貸付限度額	350万円
利 率	年3%（3年間の据置期間は無利子）
償還期間	10年以内（据置期間を含む。）
原 資	国3分の2、都道府県・指定都市3分の1

※ 利子相当額は、市町村の運営事務費として市町村の収入になります。

< 別表 >

世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額
1人	220万円
2人	430万円
3人	620万円
4人	730万円
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額

※ ただし、住居が滅失した場合は1,270万円

2 法律及び施行令の改正概要

(1) 「災害弔慰金の支給等に関する法律」関係

法律により年3パーセントに固定されている災害援護資金の貸付利率について、年3パーセント以内で、市町村が条例で定めることとなります。

(2) 「災害弔慰金の支給等に関する法律施行令」関係

ア 災害援護資金の償還方法として、年賦償還・半年賦償還に加えて、月賦償還が追加されます。

イ 保証人を立てることを必須要件とする規定が削除されます。

ウ 違約金について、延滞元利金額につき「年10.75パーセント」から「年5パーセント」に見直されます。

3 条例改正の概要

(1) 災害援護資金の貸付利率

東日本大震災の被災者に適用される災害援護資金の特例措置及び国が定める母子父子寡婦福祉資金貸付制度における利率を踏まえ、保証人がいる場合は無利子とし、保証人がいない場合は1%として規定します。

(参考)

ア 東日本大震災の被災者に適用される災害援護資金の特例措置
保証人がいる場合：無利子、保証人がいない場合：年1.5%

イ 母子父子寡婦福祉資金貸付制度における利率
保証人がいる場合：無利子、保証人がいない場合：年1%

※ 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第8条第4項による。

(2) 償還方法

政令に規定されていることから、現在の条例の規定を削除します。

(3) 施行期日

改正法の施行日に合わせ、平成31年4月1日とします。

災害援護資金貸付けに係る制度改正に関する市町村調査（県実施）

資料2

平成31年1月17日現在

番号	市町村名	①条例改正時期 (例：4月)	②貸付利率（％）				③②で回答した貸付利率の設定根拠 (例：〇〇資金に準拠 等)	④償還方法		
			ア 貸付利率を保証人の有無に連動させて設定する場合		イ 貸付利率が一定の場合			年賦	半年賦	月賦
			保証人有	保証人無	保証人必須	保証人不要				
1	秦野市	4月	無利子	1%	—	—	母子父子寡婦福祉資金貸付金の利率	○	○	○
2	横浜市	4月	無利子	1%	—	—	母子父子寡婦福祉資金	○	○	○
3	川崎市	4月	—	—	—	無利子	法の改正目的である被災者支援の充実強化に沿うため	○	○	○
4	相模原市	4月	—	—	—	無利子	被災者の返済負担を軽減し、被災者支援の充実強化を図るため	○	○	○
5	横須賀市	4月	—	—	無利子	—	利息が発生することで、返済が滞ることが予測されるため	○	○	○
6	平塚市	6月	—	—	—	年3%以内で市長が定める率とする	市の規則にて定める	○	○	○
7	藤沢市	4月	無利子	1%	—	—	母子父子寡婦福祉資金に準拠	×	○	○
8	小田原市	現在検討中	無利子	3%以内で別に規則で定める	—	—	利率は現在検討中	○	○	○
9	逗子市	4月	無利子	1%	—	—	母子父子寡婦福祉資金に準拠	○	○	○
10	三浦市	6月	—	—	—	3%以内	—	○	×	×
11	大和市	4月（予定）	未定	未定	未定	未定	未定	未定	未定	未定
12	伊勢原市	4月	無利子	1%	—	—	・母子寡婦福祉資金貸付金 ・長期プライムレート	○	○	○
13	海老名市	4月（予定）	—	—	—	検討中	検討中	検討中		
14	座間市	4月	未定	未定	未定	未定	未定	未定	未定	未定
15	南足柄市	6月	未定	未定	未定	未定	—	○	○	×
16	綾瀬市	6月議会に諮り、4月遡及を行う可能性が高い	近隣市の状況を注視し、内容を検討する予定							

【回答なし】鎌倉市、茅ヶ崎市、厚木市

議案第 号 秦野市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

網かけ部分以外は、字句等の整理によるものです。

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）</u>第3条第1項、<u>第8条第1項並びに第10条第1項及び第4項</u>の規定により、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けについて必要な事項を定める。</p> <p>(法令の適用)</p> <p>第2条 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けについては、この条例に定めるもののほか、法及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。<u>第12条第2項において「令」という。</u>）を適用する。</p> <p>(災害弔慰金の額)</p> <p>第5条 害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡について災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては500万円とし、その他の場合にあつ</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）</u>第3条第1項、<u>第8条第1項及び第10条第1項</u>の規定により、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けについて必要な事項を定める。</p> <p>(法令の適用)</p> <p>第2条 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けについては、この条例に定めるもののほか、法及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号）を適用する。</p> <p>(災害弔慰金の額)</p> <p>第5条 害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に<u>関し</u>災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては500万円とし、その他の場合にあつ</p>

ては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害について、既に第7条の規定に基づく災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額からその支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(支給手続)

第6条 (略)

2 市長は、災害弔慰金の支給について、遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

(保証人及び利率)

第12条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 前項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条に規定する違約金を包含するものとする。

3 法第10条第4項の規定により条例で定める利率は、保証人を立てる場合は零とし、保証人を立てない場合は年1パーセントとする。

(規則への委任)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

は250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し、既に第7条の規定に基づく災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額からその支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(支給手続)

第6条 (略)

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

(償還方法)

第12条 災害援護資金の償還は、年賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

(規則への委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の秦野市災害弔慰金の支給等に関する条例第12条の規定は、施行日以後に生じた災害による災害援護資金の貸付けについて適用し、施行日前に生じた災害による災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

政策会議付議事案書 (平成31年1月22日)

提案課名 農産課

報告者名 内田 育 孝

<p>事案名</p>	<p>秦野市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて</p>	<p>有 資料 無</p>
<p>目的・必要性</p>	<p>本市における鳥獣被害対策は、農家や生産組合をはじめ、猟友会、秦野市農協、県等の関係機関と連携し、防護柵による防除、わなや銃器による捕獲等の対策を講じているところですが、平成29年度の被害調査では、3年前の調査と比べ、金額ベースで36.1%被害が増加している状況です（被害金額22,309千円）。</p> <p>被害金額の増加要因の一つとして、捕獲後の埋設処理を担う農家、生産組合の高齢化や人員不足により、埋設処理が負担となり、十分にわなが活用できていない状況も生じており、捕獲後の埋設処理等を解決できる体制の構築が喫緊の課題となっています。</p> <p>国は、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」により、市町村における「鳥獣被害対策実施隊」の設置を推奨しており、本市においても、平成26年度から、市職員により「秦野市鳥獣被害対策実施隊」（以下「実施隊」という。）を組織して対応していますが、現在の状況を改善させるには至りません。</p> <p>そこで、現在の実施隊を見直し、猟友会員を主な隊員とする新たな実施隊を組織して、捕獲後の埋設処理等を支援することで農家等が設置するわなを十分に機能させるとともに、実施隊による銃器捕獲を推進し、被害対策を強化する必要があります。</p> <p>この実施隊の見直しに当たり、同法の規定により、市職員以外の実施隊の隊員を非常勤職員として位置づける必要があるため、本条例の一部を改正するものです。</p>	
<p>経過・検討結果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年 4月 秦野市鳥獣被害対策実施隊設置要綱を施行 環境保全課及び農産課職員で構成する「実施隊」を組織 ・平成28年 9月 市議会第3回定例会一般質問において、猟友会員を実施隊に任命する必要性について質問あり（今後の検討課題として、猟友会と相談していく旨、答弁）。 ・平成29年 8月 神奈川県猟友会西秦野支部から会員を実施隊の隊員に任命すること等の要望を受理 ・平成29年10月 猟友会秦野支部及び西秦野支部、秦野市農協と埋設処理、及び実施隊に係る打合せ会を実施 ・平成29年12月 本市の猟友会支部会員を対象にアンケート調査を実施 (実施隊への参加意思 72.7% (56名/対象者77名)) 	

経過・検討結果	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年 4月 秦野市鳥獣被害防止計画を改定し、31年4月に猟友会会員を実施隊の隊員として任命することを目指す旨を規定した。 組織改正に伴い、実施隊の所管を農産課とした。 ・平成30年 5月 猟友会秦野支部、同西秦野支部、及び秦野市農協と打合せ会を実施（アンケート結果報告、他市事例について） ・平成30年 7月 猟友会秦野支部、同西秦野支部、及び秦野市農協と打合せ会を実施（実施隊の組織、活動、報酬について） ・平成30年 9月 市議会第3回定例会決算特別委員会（環境都市分科会）において、鳥獣捕獲後の埋設処理が農家の負担になっていることを理由に、農家が捕獲を躊躇している状況に関し、改善策についての要望あり。
決定等を要する事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 実施隊の隊員として、市職員、猟友会員等を任命し、又は委嘱すること。 2 実施隊の隊員を本市の非常勤特別職職員として位置づけること（市職員として任命される隊員を除く。）。 3 委嘱する実施隊の隊員の定数を60名以内とすること。 4 非常勤特別職職員である実施隊の隊員の報酬を年額10,000円とすること。 5 本条例の一部改正案を平成31年第1回定例会に上程するとともに、条例の施行日を、平成31年4月1日とすること。
今後の取扱い	<p>平成31年2月 市議会第1回定例会に条例の一部改正議案を上程</p> <p>3月 実施隊に係る規則を制定、委嘱対象者への説明会を開催</p> <p>4月 実施隊の任命及び委嘱、現要綱の廃止、実施隊活動開始</p>

秦野市鳥獣被害対策実施隊に関する規則制定案要綱

1 趣旨

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第9条の規定に基づき設置する秦野市鳥獣被害対策実施隊（以下「実施隊」という。）を設置し、その組織、職務等について必要な事項を定めることとします。

2 職務

実施隊の職務を次のとおり定めます。

- (1) 鳥獣の生息状況及び鳥獣による被害状況の調査に関すること。
- (2) 鳥獣の捕獲及び捕獲後の処理並びに追払いに関すること。
- (3) 鳥獣による人的被害の防止等を目的とした緊急出動に関すること。
- (4) 地域における被害防止対策等の普及指導及び助言に関すること。
- (5) 鳥獣被害防止柵の設置に関すること。
- (6) その他市長が実施隊の職務として必要と認めること。

3 隊員

実施隊の隊員について、次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱するものとします。

- (1) 市の職員のうち市長が指名する者
- (2) 神奈川県猟友会秦野支部又は神奈川県猟友会西秦野支部の会員のうち、有害鳥獣駆除活動を経験したことがあり、防止計画に基づく被害防止施策の実施に積極的に取り組むことが見込まれる者であって、神奈川県猟友会秦野支部長又は神奈川県猟友会西秦野支部長が推薦する者
- (3) 秦野市有害鳥獣対策協議会の委員のうち、防止計画に基づく被害防止施策の実施に積極的に取り組むことが見込まれる者であって、秦野市有害鳥獣対策協議会会長が推薦する者

4 任期

- (1) 隊員の任期は、1年とし、再任は妨げないものとします。
- (2) 隊員が欠けた場合の補欠隊員の任期は、前任者の残任期間とします。

5 組織

- (1) 3の(2)及び(3)に係る隊員の定数人数を60名以内とし、実施隊に隊長

及び副隊長を1名置きます。

- (2) 隊長には鳥獣被害対策主管課長を充て、副隊長には鳥獣被害対策主管課長代理を充てることとします。

6 服務

- (1) 隊員が職務に従事したときは、日誌を作成し、速やかに市長に提出するものとします。
- (2) 隊員は、相互に密接な連絡を取り合い、協力するものとします。
- (3) 隊員は、その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となる行為をしてはならないものとします。

7 解職

市長は、隊員が次の各号のいずれかに該当するときは、解職することができることとします。

- (1) 自己の都合により退任を申し出たとき。
- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠っていると認めるとき。
- (3) 隊員としての適格性を欠いていると認めるとき。
- (4) 3の(2)及び(3)に規定する者でなくなったとき。

8 庶務

実施隊の庶務は、鳥獣被害対策主管課において処理することとします。

9 委任

規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めることとします。

議案第 号 秦野市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第4項の規定により次に掲げる者（以下「特別職に属する者」という。）の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について定める。</p> <p>(1)－(80) (略)</p> <p><u>(81) 秦野市鳥獣被害対策実施隊の隊員</u></p> <p><u>(82) (略)</u></p> <p>(報酬の額)</p> <p>第2条 <u>前条第1号から第81号までに掲げる非常勤の職員の報酬の額は、別表第1のとおりとする。ただし、同表に掲げる非常勤の職員のうち、報酬額を日額で定めるものについて高度な知識、識見、資格等を有する者を委嘱する場合において、市長が特に必要と認めるときは、日額23,000円を超えない範囲内でその額を別に定めることができる。</u></p> <p>2 <u>前条第82号に掲げる非常勤の職員の報酬の額は、毎年度予算の定めるところによる。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第4項の規定により次に掲げる者（以下「特別職に属する者」という。）の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について定める。</p> <p>(1)－(80) (略)</p> <p><u>(81) (略)</u></p> <p>(報酬の額)</p> <p>第2条 <u>前条第1号から第80号までに掲げる非常勤の職員の報酬の額は、別表第1のとおりとする。ただし、同表に掲げる非常勤の職員のうち、報酬額を日額で定めるものについて高度な知識、識見、資格等を有する者を委嘱する場合において、市長が特に必要と認めるときは、日額23,000円を超えない範囲内でその額を別に定めることができる。</u></p> <p>2 <u>前条第81号に掲げる非常勤の職員の報酬の額は、毎年度予算の定めるところによる。</u></p>

別表第1 (第2条関係)

職名	報酬額
(略)	(略)
秦野市鳥獣被害対策実施隊の隊員	年額 10,000円

備考

1-3 (略)

別表第2 (第5条関係)

区分	鉄道賃及び船賃	航空賃	車賃	宿泊料 (1泊につき)	食卓料 (1泊につき)
条例第1条第1号から第81号までに掲げる職にある者	(略)				
条例第1条第82号に掲げる職にある者	(略)				

別表第1 (第2条関係)

職名	報酬額
(略)	(略)

備考

1-3 (略)

別表第2 (第5条関係)

区分	鉄道賃及び船賃	航空賃	車賃	宿泊料 (1泊につき)	食卓料 (1泊につき)
条例第1条第1号から第80号までに掲げる職にある者	(略)				
条例第1条第81号に掲げる職にある者	(略)				

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

シカ・イノシシに係る被害対策の体系図

平成31年1月21日 農産課作成

	【30年度】	【31年度】	【32年度】	備考
秦野市鳥獣被害防止計画 (計画期間 H30-32) ※ 被害調査については 3年毎にJAはだのと 連携して実施	【実績値】 平成28年度 被害金額 16,696千円 被害面積 46ha		【軽減目標値】 平成32年度 被害金額 11,130千円 被害面積 30ha	次回の改定事務 H32 計画期間 H33-35

【対策の概要】

1 (侵入防止)	広域獣害防護柵 県が設置、H17市に移管(全長約26km)	点検補修等の維持管理	点検補修等の維持管理	点検補修等の維持管理	県交付金(補助率1/2)の補助対象		
	地域防護柵	地区営農推進協議会を通じて、生産組合等の地域の要望に応じて、防護ネットを設置する(平沢小原、名古屋)。	地区営農推進協議会を通じて、生産組合等の地域の要望に応じて、防護ネットを設置する(約2km)。	地区営農推進協議会を通じて、生産組合等の地域の要望に応じて、防護ネットを設置する(約2km)。	・県交付金(補助率1/2)の補助対象 ・個人が設置する電気柵について農協の補助(1/2)あり		
2 (個体の捕獲)	銃器捕獲	農協の依頼	秦野支部	西秦野支部	実施隊の組織化により、15万円の補助金削減 補助金再編(ハンター養成事業)の検討	県交付金(補助率1/2)の補助対象	
		西秦野支部	実施隊	※ 被害防止計画では、猟友会員を実施隊員として任命することについて、平成31年4月の実現を目指すことを記載			市が主体となり、被害状況を踏まえた調査、捕獲等を実施
	農家等によるわな捕獲	捕獲後の処理	秦野支部	西秦野支部	実施隊により、捕獲後の処理を統一することで、「わな」を十分に機能させるとともに「わな」の効果的な配置の調査を実施する	JAはだのと連携し、「わな」の効果的な配置及び、「わな」の増加による捕獲増	・特別交付税措置(8割) → 報酬、事務費
			農家、生産組合による埋設処理あり(埋設処理が負担となり「わな」が十分に機能していない) → 猟友会による捕獲個体の自家消費が少ない	農家、生産組合による埋設処理ほぼなし → 猟友会による捕獲個体の自家消費が多い			
ジビエを含む捕獲個体の有効活用等	※ 被害防止計画では、ニホンジカ、イノシシについては、食品(ジビエ)として有効活用するため、加工施設のあり方や、飲食業等の市内でのニーズを踏まえた地域循環型の利活用の検討を記載。H30.7 伊勢原市の処理施設を視察。	・実施隊の有害駆除等により、シカ・イノシシの捕獲増加によるジビエ活用への検討 ・飲食業等、市内でのニーズ調査の実施	・ジビエ活用への検討や、ニーズ調査を踏まえた試食体験イベントの実施 ・事業主体や加工施設の整備を含む手法の検討				
3 (環境整備)	県かながわ鳥獣被害対策支援センターとの連携	今泉や平沢など、鳥獣被害対策が進んでいなかった地区にイノシシの出没が増加した状況を踏まえ、平成31年度に、「平沢小原」地区を重点取組地区とするよう意向調査票を提出(H31.1.18.県のヒアリング及び現地調査が実施された)	県かながわ鳥獣被害対策支援センターと連携した地域ぐるみの鳥獣被害対策を実施(予定)	県かながわ鳥獣被害対策支援センターと連携した地域ぐるみの鳥獣被害対策を実施(予定)			